

令和6年度 東海学院大学短期大学部履修規則

第1章 学年・クラスの編成

第1条 本学の学生はすべて学科・学年ごとに学生数等で区分されたクラスに所属し、定められた担任の指導を受けるものとする。

- 2 各クラスに幹事2名ずつを置く。クラス幹事はクラス運営に関し担任に協力し、かつ、その連絡にあたる。
- 3 前項のクラス幹事は、担任立会いのもとにクラス構成員の3分の2以上の出席並びに出席者の過半数の同意をもって選出する。
- 4 各クラスには会計1名を置くことができる。クラス会計はクラスの金銭の出納を掌る。
- 5 前項のクラス会計は、第3項のクラス幹事選出に準ずる。

第2章 講義、演習、実験・実習及び実技

第2条 講義、演習、実験・実習及び実技科目を受講できるのは、指定された期日までに履修登録又は、履修届の提出及び必要に応じて聴講願を教務課に提出し、履修を認められた者に限る。履修を認められた者は必ず受講し、試験を受けるものとする。

- 2 受講は各クラスごとに定められた時間割(「標準時間割」という。)に従わなければならない。所属クラス以外での受講は、第4、5章に定める聴講、再履修として取り扱う。
- 3 教職課程、保育士課程、各種資格課程の履修については、別に第8・9・10章においてこれを定める。

第3条 指定された期日までに履修登録又は履修届の提出ができないときは、事前にその旨を教務課に申し出て許可を受けなければならない。

- 2 履修登録確定後の登録内容の変更は、原則として認めない。

第4条 講義、演習、実験・実習及び実技科目では、毎回、出席、欠席、遅刻、早退の調査を受けなければならない。この出欠調査において不正があった場合は、不正行為に係る者の当該授業の出席を無効とする。

- 2 遅刻、早退の場合3回をもって1回の欠席とする。

第5条 次の各号におけるように、やむを得ず受講できない場合には「公欠」(公的な理由による授業欠席)を認め、補講を求めることができる。

- ① 学外実習履修期間

- ② 臨時の時間割変更などによって受講科目が重複又は試験期間中の試験と重複する場合
 - ③ 学校保健法安全施行規則第 18 条に規定する第一種感染並びにインフルエンザ、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘に罹病した場合
 - ④ 三親等以内の近親者の死亡による忌引(一親等 3 日、二親等 2 日、三親等 1 日)
 - ⑤ 学生が死亡して同じクラスの代表 2 名がその葬儀に参列したとき、又は学生の父母が死亡して同じクラスの代表 2 名がその葬儀に参列した場合
 - ⑥ 大学が必要と認めた行事への参加
 - ⑦ その他学長が特に必要と認めた場合
- 2 公欠の取り扱いを受けようとする者は、所定の手続きを取らなければならない。①②③④の各号については教務課、⑤については学生生活課、⑥⑦の各号については教務課、学生生活課、学生就職課等該当する取扱課の承認を受けなければならない。⑦に関しては、更に教務課の承認を受けなければならない。また、④による場合は会葬礼状、③⑦の各号による場合は、受講することができないことを証明するに足りる書類を提出するものとする。同じ理由により複数の者が公欠の申請をする場合は、一括申請することができる。
- 3 公欠の取り扱いを受けようとする者は、事後 1 週間以内に取扱課に公欠の申請をしなければならない。また、事前に所定の手続きが必要な場合は、取扱課に申し出なければならない。ただし、事後 1 週間以内にやむを得ない理由で公欠の申請ができない場合は、その旨を期間内に取扱課に連絡しなければならない。
- 4 公欠の補講を求める場合は、公欠の翌週の同曜日までに申請し、原則として事後 2 週間以内に補講を受けなければならない。

第 6 条 講義、演習、実験・実習及び実技科目を平常の標準時間割に組み込むことができない場合は、集中講義として実施することができる。

- 2 集中講義の場合の公欠は前条に準ずる。

第 7 条 講義、演習、実験・実習及び実技科目においては、履修時間数の 1 時間を 45 分とし、90 分をもって 1 時限とする。年間を通じ、時間配当を次のように定める。

- 第 1 時限 9:20 ～ 10:50
- 第 2 時限 11:00 ～ 12:30
- 第 3 時限 13:30 ～ 15:00
- 第 4 時限 15:10 ～ 16:40
- 第 5 時限 16:50 ～ 18:20
- 第 6 時限 18:30 ～ 20:00

第 8 条 講義、演習、実験・実習及び実技科目についての休講、教室変更、時間割変更は掲示板に掲示して通知する。規定された開始時間より 30 分を経過しても担当教員が教室に到着しないときは教務課に連絡し、その指示を受けなければならない。

第3章 履修方法

第9条 学生は、毎学期の始めにその学期に履修しようとする授業科目を、定められた期間内に履修登録をするものとする。ただし、当該授業科目担当教員の承認を必要とすることがある。

- 2 履修しようとする授業科目は、授業時間割の上で同一時限に重複して履修登録することはできない。
- 3 前期及び後期にわたり開講される授業科目（通年科目）は、前期に履修登録するものとする。
- 4 一の授業科目の単位を分割して修得することはできない。
- 5 履修登録後の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情による場合には、所定の期間内に限り認めることがある。
- 6 学生が1年間に履修科目として登録できる単位数は、年間50単位を超えないものとする。ただし、自由科目、指定の一部専門科目、学外実習科目、集中講義科目、単位互換科目、単位認定科目、聴講科目、再履修科目、卒業非参入科目は上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

第4章 聴講

第10条 所属クラス以外での受講は、次条に規定する再履修を除いて聴講として取り扱う。

- 2 卒業及び第8、9、10章に定める諸資格の修了に必要なではない科目を聴講する場合には聴講願を提出して許可を受けなければならない。
- 3 上級学年に配当された科目の聴講は、原則として認めない。

第5章 再履修、上書き再履修

第11条 履修登録した各科目について、単位を修得できなかった者が同一科目又は定期試験受験資格が得られなかった科目を再び履修する場合は再履修として取り扱う。

- 2 指定された期日までに履修登録した科目を取り消した場合は、「履修登録をした」とはみなさない。

第12条 一度単位を修得した科目について再度履修し、当該科目の成績評価の上書きをする場合は上書き再履修として取り扱う。

- 2 上書き再履修を希望する者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。

第6章 定期試験

第13条 1年を前期、後期に分け、各学期末にそれぞれ試験を行う。

- 2 試験は筆記試験を原則とするが、その他レポート・ノート・作品の提出、口述又は実験・実習及び実技、平常成績による場合もある。

第14条 前条に規定する定期試験は、試験実施期日までに学費を完納し、各講義、演習、実験・実習及び実技科目について、出席数が7割以上の者にその受験資格がある。また、資格取得に必要な科目については、別途定めることがある。

- 2 定期試験実施前の指定された期間において、受験不可者を公表する。公示内容に異議のある者はこの期間中に限り教務課に申し出ることができる。

第15条 試験場においては、すべて試験監督者の指示に従わなければならない。

第16条 受験する者は試験場において次の規定を守らなければならない。

- ① 学生証は机の上に置き、身分の確認を受けること。試験当日、学生証を忘れた場合、所定の手続きにより、仮学生証の交付を受け、受験すること。
- ② 受験に使用を許可された物以外はすべてカバン等の中に収納し、原則、隣席の椅子の上に置くこと。
- ③ 配付された試験答案用紙は、退室の際、必ず監督者に提出すること。

第17条 試験時間は60分とし、試験時間を次のように定める。ただし、最大90分まで試験時間を延長することがある。

第1時限 9:20 ～ 10:20

第2時限 11:00 ～ 12:00

第3時限 13:30 ～ 14:30

第4時限 15:10 ～ 16:10

第5時限 16:50 ～ 17:50

第6時限 18:30 ～ 19:30

- 2 試験開始後30分以上遅刻した者は試験場に入ることができない。また試験開始後30分を経過するまでは退出することができない。

第18条 聴講科目などの受験において、同一時限に受験科目が重複するときは、定期試験実施前の指定する期間内に教務課所定用紙によって申告し、その指示を受けなければならない。

第19条 予備行為と見なされる行為を含め一切の不正行為を禁止し、不正行為者のその期のすべての科目の成績を無効とする。

第20条 レポート・ノート・作品は所定の様式により、指定された期限までに提出しなければならない。提出期限に遅れた者は成績の評価を受けることができない。

2 口述又は実験・実習及び実技の試験は指定された期日に受験しなければならない。期日に受験しなかった者は成績の評価を受けることができない。

第21条 定期試験による成績評価は100点満点で採点し、60点以上を得点した場合にその科目の単位修得を認める。

2 成績の評価段階を次のように定める。

	評価点	評価	備 考
合 格	90点以上 100点以下	秀	特に優れた成績を示した。
	80点以上 90点未満	優	優れた成績を示した。
	70点以上 80点未満	良	妥当と認められる要求を満たす成績を示した。
	60点以上 70点未満	可	合格を認められる最低限度の成績を示した。
	合格	合格	100点法では評価できない科目の合格。
他大学等の 単位認定	認定	認定	他大学等での修得済単位の認定。 留学に関わる単位の認定。 転学部・転学科等での修得済単位の認定。
不合格	60点未満	不可	合格と認められるに足る成績を示さなかった。

3 前項の成績評価を基に、成績評価に付するG P (Grade Point) は、秀を4、優を3、良を2、可を1、不可を0ポイントとする。

4 GPA (Grade Point Average) の算出に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 追試験、再試験

第22条 定期試験では第5条第1項に該当する場合のみ公欠と認められ、追試験を受けることができる。追試験の評価方法は、第21条に準ずる。ただし、学外実習科目、特別集中講義科目を除く。

2 定期試験の公欠を希望する者は第5条第2項、第3項に準じ、当該試験日を含み3日以内に所定の用紙に必要事項を記入し、取扱課に提出しなければならない。

第23条 定期試験において成績が60点に満たなかった者及び定期試験を欠席した者は、再試験を受けることができる。

2 再試験を受けようとする者は所定の用紙に必要事項を記入し、再試験受験料を納入した後、用紙を教務課に提出しなければならない。

3 再試験の結果を踏まえた成績評価は100点満点で採点し、60点以上の得点はすべて60点とした上で、成績評価段階を可としてその科目の単位修得を認める。

4 再試験は1科目につき1回限り受験することができる。

第24条 追試験、再試験は別に定める期間に行い、第15条から第20条第2項までの規定を準用する。ただし、第17条第1項の時間配当は別に定める。

第25条 追試験、再試験の公欠を希望する者は第5条第1項に該当する場合に限り公欠を認め、別に指定する期日にそれぞれの試験を行う。

2 追試験、再試験の公欠を希望する者は第5条第2項に準じ、当該試験日を含み3日以内に所定の用紙に必要事項を記入し、取扱課に提出しなければならない。

第8章 教職課程

第26条 幼児教育学科に、教育職員免許状取得のために必要な課程をおく。

第27条 学科において取得しうる教育職員免許状の種類・種別は、学則に定めるとおりである。

2 教育職員免許状取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。

第28条 教職課程を履修しようとする者は指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続き後の内容変更は原則として認めない。

第 29 条 前条に定める手続きを終えた者について履修資格判定を行い、許可された者に限りこれを認める。

2 教職課程を履修しようとする者は、指定された期日までに別に定める資格課程履修費を納入しなければならない。

第 30 条 教育実習は、定められた履修要件を満たした者に限りこれを認める。

第 31 条 教育実習では本学より指示された諸規程及び実習園の諸規程に従わなければならない。

第 9 章 保育士課程

第 32 条 幼児教育学科に、保育士資格取得のための課程をおく。

第 33 条 保育士資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。

第 34 条 保育士課程を履修しようとする者は指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続後の内容変更は原則として認めない。

第 35 条 前条の手続きを終えた者については履修資格判定を行い、許可された者に限りこれを認める。

2 保育士課程を履修しようとする者は、指定された期日までに別に定める資格課程履修費を納入しなければならない。

第 36 条 保育実習は、定められた履修要件を満たした者に限りこれを認める。

第 37 条 保育実習では本学より指示された諸規程及び実習園の諸規程に従わなければならない。

第 10 章 各種資格課程

第 38 条 幼児教育学科に、次の資格取得のための課程をおく。

- ① 秘書士
- ② 上級秘書士(メディカル秘書)
- ③ こども音楽療育士

- 2 第 38 条の資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。
- 3 第 38 条の資格課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続後の内容変更は原則として認めない。
- 4 第 38 条の資格課程を履修し、資格申請しようとする者は、別に定める資格手数料を納入しなければならない。

第 39 条 幼児教育学科に、レクリエーション・インストラクター及びスポーツ・レクリエーション指導者資格取得のための課程をおく。

- 2 レクリエーション・インストラクター及びスポーツ・レクリエーション指導者資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。
- 3 レクリエーション・インストラクター及びスポーツ・レクリエーション指導者課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続後の内容変更は原則として認めない。
- 4 レクリエーション・インストラクター及びスポーツ・レクリエーション指導者課程を履修し、資格申請しようとする者は、別に定める資格手数料を納入しなければならない。

第 40 条 幼児教育学科に、ピアヘルパー受験資格取得のための課程をおく。

- 2 ピアヘルパー受験資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。
- 3 ピアヘルパー課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続後の内容変更は原則として認めない。
- 4 ピアヘルパー課程を履修し、資格申請しようとする者は、別に定める資格手数料を納入しなければならない。

第 41 条 幼児教育学科に、准学校心理士資格取得のための課程をおく。

- 2 准学校心理士資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。

3 准学校心理士課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続後の内容変更は原則として認めない。

4 准学校心理士課程を履修し、資格申請しようとする者は、別に定める資格手続料を納入しなければならない。

第42条 幼児教育学科に、コーチングアシスタント資格取得のための課程をおく。

2 コーチングアシスタント資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。

3 コーチングアシスタント課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続後の内容変更は原則として認めない。

4 コーチングアシスタント課程を履修し、資格申請しようとする者は、別に定める資格手続料を納入しなければならない。

第43条 幼児教育学科に、競技別指導者受験資格取得のための課程をおく。

2 競技別指導者受験資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。

3 競技別指導者課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続後の内容変更は原則として認めない。

4 競技別指導者課程を履修し、資格申請しようとする者は、別に定める資格手続料を納入しなければならない。

第44条 幼児教育学科に、メンタルヘルス・マネジメント検定に関連した課程をおく。

2 メンタルヘルス・マネジメント検定に関連した授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。

3 メンタルヘルス・マネジメント課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続後の内容変更は原則として認めない。

4 メンタルヘルス・マネジメント課程を履修し、資格申請しようとする者は、別に定める資格手続料を納入しなければならない。

第11章 休学・復学・退学・留年

第45条 病気その他の理由により2か月以上修学できず休学を希望する者は、所定の用紙にその理由を詳記し、担任を経て教務課に休学願を提出しなければならない。なお、病気による休学の願い出には医師の診断書を添えなければならない。

2 休学は1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある者に引き続き1年を超えない範囲で休学を許可することがある。

第46条 休学を許可された者が復学を希望する場合には所定の用紙にその理由を詳記し、休学期間満了前に担任を経て教務課に復学願を提出しなければならない。なお、病気によって休学していた者は医師の診断書を添えなければならない。

2 復学を許可された者は、別に定める復学料を納入しなければならない。

第47条 休学期間満了の後も正当な理由なくして、復学、休学の継続又は退学のいずれかを願い出ない者は除籍する。

第48条 病気その他の理由により退学を希望する者は、所定の用紙にその理由を詳記し、担任を経て教務課に提出しなければならない。なお、病気による退学の願い出には医師の診断書を添えなければならない。

第49条 卒業までに修得すべき単位を欠く者は、次年度において留年させることがある。

附 則 1

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 「学籍の異動（退学・休学・復学・転科）と出欠席等についての内規」（平成21年4月1日一部改正）については、この規則の施行に伴い廃止する。
- 3 「学籍に係る処理日等についての申し合わせ」（平成16年4月1日一部改正）については、この規則の施行に伴い廃止する。
- 4 「保育士養成課程履修細則」（平成23年4月1日別表の一部改正[平成23年度生より適用]）については、この規則の施行に伴い廃止する。
- 5 「申し合わせ事項」（平成13年4月1日一部改正）については、この規則の施行に伴い廃止する。

附 則 2

- 1 この規則は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 44 条から第 47 条の規定及び別表（第 45 条関係）は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 3

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 4

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 5

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 6

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 7

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 8

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 9

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 10

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 11

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

[短期大学部履修規則第27条第2項] 幼児教育学科 幼稚園教諭二種免許状授業科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			法規上の 単位数	本学開講科目			備考	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			科目名	単位数			
					必修	選択		
第66条の6に定める科目	日本国憲法	—	2	8	日本国憲法	2		
	体育	—	2		スポーツ科学入門	1		
	外国語コミュニケーション	—	2		スポーツ実践	1		
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	—	2		保育の英語Ⅰ	1		
					保育の英語Ⅱ	1		
コンピュータリテラシー	2							
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	12	幼児と健康	1			
		人間関係		幼児と人間関係	1			
		環境		幼児と環境	1			
		言葉		幼児と言葉	1			
		表現		幼児と音楽	1			
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			幼児と造形	1			
				保育内容「健康」の指導法	1			
				保育内容「人間関係」の指導法	1			
				保育内容「環境」の指導法	1			
				保育内容「言葉」の指導法	1			
				保育内容「表現」の指導法	1			
				保育内容総論	1			

教育の基礎的理解に関する科目	—	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	—	6	教育原理	2		「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」を含む
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	—		保育者論	2		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	—					
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	—		発達心理学	2		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	1 *		要特別支援児の教育・保育	2		
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	—		教育・保育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	—	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	教育の方法と技術	2			
		幼児理解の理論及び方法		乳幼児理解と援助	1			
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談	1			
教育実践に関する科目	—	教育実習	5	教育実習指導	1		事前事後指導を含む	
		学校体験活動		教育実習	4			
		教職実践演習	2	教育・保育実践演習(幼)	2			

大学が独自に設定する科目	—	2			最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得すること
--------------	---	---	--	--	---

* 教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考3関係

[短期大学部履修規則第33条] 幼児教育学科 保育士資格授業科目

児童福祉法施行規則に定める科目及び単位数					本学開講科目				備考
区分	系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数		
							必修	選択	
教養科目	教養科目	外国語、体育以外の科目	不問	6以上	基礎ゼミナール	講義	1		8単位以上修得すること
					数理	講義		2	
					コンピュータリテラシー	演習		2	
					変わるメディアと社会	講義		2	
					プレゼンテーション	演習		2	
					キャリアデザイン	演習		2	
					日本国憲法	講義		2	
					子どもカルチャー	演習		2	
					インターンシップ	実習		2	
					コンソーシアム共同授業	講義		2	
	外国語	演習	2以上	保育の英語Ⅰ	演習	1			
				保育の英語Ⅱ	演習	1			
	体育	講義	1	スポーツ科学入門	講義	1			
	実技	1	スポーツ実践	実技	1				
合 計			10単位以上	計		5	18		
必修科目	保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2		
		教育原理	講義	2	教育原理	講義	2		
		子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2		
		社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2		
		子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2		
		社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2		
		保育者論	講義	2	保育者論	講義	2		
	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	発達心理学	講義	2		
		子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2		
		子どもの理解と援助	演習	1	乳幼児理解と援助	演習	1		
		子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2		
		子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2		
	保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	教育・保育課程論	講義	2		
		保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1		
		保育内容演習	演習	5	保育内容「健康」の指導法	演習	1		
					保育内容「人間関係」の指導法	演習	1		
					保育内容「環境」の指導法	演習	1		
保育内容「言葉」の指導法	演習				1				
			保育内容「表現」の指導法	演習	1				

	保育内容の理解と方法	演習	4	幼児と健康	演習	1		
				幼児と言葉	演習	1		
				幼児と音楽	演習	1		
				幼児と造形	演習	1		
				音楽演習Ⅰ	演習	1		
				音楽演習Ⅱ	演習	1		
		乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義	2	
		乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	1	
		子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1	
		障害児保育	演習	2	要特別支援児の教育・保育	演習	2	
	社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1		
	子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1		
	保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ	実習	4	
保育実習指導Ⅰ		演習	2	保育実習指導Ⅰ	演習	2		
総合演習	保育実践演習	演習	2	教職・保育実践演習(幼)	演習	2		
合 計		51 単位		計		53	0	
選択必修科目	保育の本質・目的に関する科目	各指定保育士養成施設において設定	15 単位以上					
				教育相談	講義		1	
				子ども医療学概論	講義		2	
	病児保育			講義		2		
	子ども臨床心理学			講義		2		
	子ども・保育者・保護者のメンタルヘルス			講義		2		
	幼児と環境			演習		1		
	幼児と人間関係			演習		1		
	チャイルドスポーツ			演習		2		
	キッズレクリエーション			演習		1		
	リトミック			演習		2		
	ミュージカル			演習		2		
	造形教材の研究			講義		2		
	保育と絵本・シアター			演習		2		
	保育実習			保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅱ	実習
保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ		演習	1	保育実習指導Ⅱ	演習	1		
				保育実習指導Ⅲ	演習	1		
合 計		18 単位以上		計		0	28	

※1 保育士の資格は、卒業要件を満たした上で、上記必修科目を履修し、選択必修科目の中から9単位以上履修（保育実習2単位及び保育実習指導1単位を含む。）すること。

※2 保育士に関連する授業科目について、他の大学等(保育士養成校)で履修した場合の単位認定は、学則第28条により、30単位を限度とする。

[短期大学部履修規則第38条] 幼児教育学科 秘書士資格授業科目

全国大学実務教育協会が定める区分			本学開講科目				備考	
区分	領域	資格到達目標	科目名	授業形態	単位			
					必修	選択		
必修科目	領域1	秘書実務の知識・スキル	オフィススタディ	講義・演習	2		2単位以上	6単位以上を修得すること
	領域2	秘書実務の基礎能力・教養	オフィス実務演習	演習	2		2単位以上	
	領域3	秘書実務の総合的課題解決	フィールドワーク	演習	2		2単位以上	
選択科目	領域1	秘書実務の知識・スキル	コンピュータリテラシー	演習		2	10単位以上を修得すること	
	領域2	秘書実務の基礎能力・教養	キャリアデザイン	演習		2		
			プレゼンテーション	演習		2		
			変わるメディアと社会	講義		2		
			インターンシップ	実習		2		

[短期大学部履修規則第38条] 幼児教育学科 上級秘書士(メディカル秘書)資格授業科目

全国大学実務教育協会が定める区分			本学開講科目				備考	
区分	領域	資格到達目標	科目名	授業形態	単位			
					必修	選択		
必修科目	領域1	秘書実務の知識・スキル	オフィススタディ	講義・演習	2			
	領域2	メディカル秘書実務力	医療事務総論	講義	2			
			医療秘書実務	演習	2			
領域3	秘書実務の総合的課題解決	オフィス実務演習	演習	2				
選択科目	領域1	秘書実務の知識・スキル	コンピュータリテラシー	演習	2			
	領域2	メディカル秘書実務力	キャリアデザイン	演習	2			
			医療秘書概論	講義	2			
			診療報酬請求事務	講義	2			
	領域3	秘書実務の総合的課題解決	子ども医療学概論	講義	2			
			フィールドワーク	演習	2			
			プレゼンテーション	演習	2			
変わるメディアと社会			講義	2				

[短期大学部履修規則第38条] 幼児教育学科 こども音楽療育士資格授業科目

系列区分	開発能力	本学開講科目				備考
		科目名	授業形態	単位		
				必修	選択	
領域 1	こども音楽療育の基礎となる知識・音楽技術の領域	要特別支援児の教育・保育	演習	2		必修科目10単位を修得すること 選択科目12単位を修得すること
		発達心理学	講義		2	
		子どもの保健	講義		2	
		子ども家庭支援の心理学	講義		2	
		子どもの健康と安全	演習		1	
		音楽演習Ⅰ	演習	1		
		音楽演習Ⅱ	演習	1		
		音楽演習Ⅲ	演習		1	
		音楽演習Ⅳ	演習		1	
		リトミック	演習	2		
	幼児と音楽	演習		1		
領域 2	こども音楽療育の専門知識・技術の領域	こども音楽療育概論	講義	2		
		こども音楽療育演習	演習	1		
領域 3	こども音楽療育の総合的実践力と学修継続力の領域	こども音楽療育実習	実習	1		
		ミュージカル	演習		2	

[短期大学部履修規則第39条] 幼児教育学科 レクリエーション・インストラクター及びスポーツ・レクリエーション指導者資格授業科目

系列区分	本学開講科目				備考
	科目名	授業形態	単位		
			必修	選択	
レクリエーション理論	レクリエーション論	講義	2		
レクリエーション実技	コミュニケーションワーク	演習	1		通年
	グループワークトレーニング	演習	1		
現場実習 (スタッフ参加)	教育実習	実習		4	1科目選択必修
	保育実習Ⅰ	実習		4	
	保育実習Ⅱ	実習		2	
	保育実習Ⅲ	実習		2	
	レクリエーション現場実習	実習		1	
現場実習(事業参加)	2回以上参加			○	

※養成課程の認可を受けた授業科目について、本学が行う科目修了試験及び現場実習の単位履修をもって学内審査に合格したものとする。

[短期大学部履修規則第40条] 幼児教育学科 ピアヘルパー受験資格授業科目

本学開講科目			備考
科目名	単位		
	必修	選択	
発達心理学	2		
子ども家庭支援の心理学	2		
教育原理	2		
乳幼児理解と援助	1		

[短期大学部履修規則第41条] 幼児教育学科 准学校心理士資格授業科目

本学開講科目				備考
区分	科目名	単位		
		必修	選択	
1. 教育心理学	—	—		領域1~4の内、 3区分以上で 6単位以上を 修得すること
2. 発達心理学	発達心理学	2		
	子ども家庭支援の心理学	2		
3. 教育相談	教育相談	1		
4. 特別支援教育	要特別支援児の教育・保育	2		

[短期大学部履修規則第42条] 幼児教育学科 コーチングアシスタント資格授業科目

本学開講科目			備考
科目名	単位		
	必修	選択	
スポーツ科学入門	1		
スポーツ社会学	2		
スポーツ技術論	2		
ウェイト&エアロビック・トレーニング	2		
スポーツマネジメント	2		
スポーツ心理学	2		

[短期大学部履修規則第43条] 幼児教育学科 競技別指導者受験資格授業科目

本学開講科目			備考
科目名	単位		
	必修	選択	
スポーツ科学入門	1		
スポーツ社会学	2		
スポーツ技術論	2		
ウェイト&エアロビック・トレーニング	2		
スポーツマネジメント	2		
スポーツ心理学	2		

1. 上記必修科目の履修に加えて、各競技団体が開催する専門講習会に参加すること。

[短期大学部履修規則第44条] 幼児教育学科 メンタルヘルス・マネジメント関連授業
科目

本学開講科目			備考
科目名	単位		
	必修	選択	
子ども・保育者・保護者のメンタルヘルス	2		